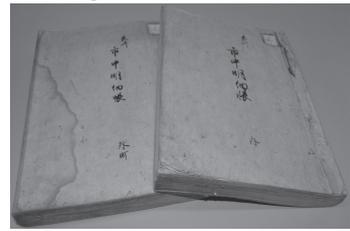


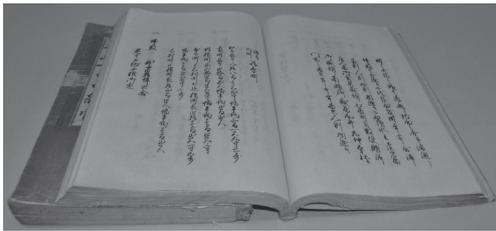
史料①



史料②



史料③



## 長崎市中明細帳

山口 保彦

## はじめに

江戸時代後期、具体的には一八世紀後半以降、長崎市中の全体像を知る格好の史料として「長崎市中明細帳」（以後、市中明細帳という）がある。いわば、現在の市勢要覧に匹敵するものである。現在、長崎歴史文化博物館に収蔵されている市中明細帳としては次の三点がある。町ごとの面積、人口、地子負担などの詳細まで記された文書で、作成されたすべての内容を網羅しているものと思われる。

- ① 「長崎市中明細帳 享和二年 内町、外町」二冊本（県書13／82／2／1・2）
- ② 「長崎市中明細帳 内町之部、外町之部」二冊本（市博文書資料291／10／1・2）
- ③ 「長崎市中明細帳 文化五年 内町、外町」二冊本（県書13／99／2／1・2）

平成一七（二〇〇五）年に開館した長崎歴史文化博物館には、県立長崎図書館郷土課にあった史料と長崎市立博物館が所蔵していた史料がまとめて収蔵されることになった。①③はもともと県立長

崎図書館郷土課に収蔵されていた史料であり、②は長崎市立博物館に収蔵されていたものである。本稿ではこの市中明細帳の内容を紹介するとともに、この三点の特徴を明らかにしたい。特に②③はいずれも同じ文化五（一八〇八）年に作成されたものとされていたが、③については、安政三（一八五六）年の内容を記したもので、データ内容として約五〇年の開きがあることを明らかにする。

また、この三点以外にも、市中明細帳の一部分を抜粋して、長崎市中の概要を知るための覚書として編集した史料が伝存している。さらに、全体が整っているわけではないが、明らかに市中明細帳の一部分だと思われる断簡が残されているので、それも併せて考察したい。今回参照したのは次に掲げる史料である。

- ④ 「長崎市中明細帳（合本）全」（県書 福田文庫13／138）
- ⑤ 「文政六年 惣町明細帳諸雑記 申正月改」（県書 渡辺文庫13／96）
- ⑥ 「安政四年巳正月 長崎明細録」（県書13／99／1）
- ⑦ 「長崎明細記 文久四子二月写之 梅野記」（県書13K／5821）
- ⑧ 「長崎市中明細帳 本書者年番町年寄方江有之」（九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門（以後九州文化史という）蔵、松本文庫164）
- ⑨ 「覚書（市中明細帳）」（九州文化史蔵 松本文庫224）
- ⑩ 「長崎市中明細帳」（九州文化史蔵 松本文庫340）
- ⑪ 「市中明細帳」（長崎大学経済学部蔵 武藤文庫511 M172）
- ⑫ 「長崎市中明細帳（断簡）」（市博文書資料291／11）

以後、本稿で市中明細帳の出典を記す場合は①から⑫までの記号

で記す。

### 市中明細帳作成の発端

市中明細帳の全体が残っているもので最も古い史料は①であるが、その作成経緯としては、冒頭に朱書きで次のように記されている。

#### 【史料A】

長崎市中之訳委敷相認候書物無之候二付、福田十郎右衛門江申付、新規二組立如斯書集差出候二付、猶又書入可然儀者、追々二茂書加候様二申付置候間、御心附候儀者御指図之上、書加候様可被仰付候、致全備候ハ、見合二茂可相成哉与存候

石谷備後守在勤

卯年増減相改差置申候

夏目和泉守

すなわち、これまで長崎市中全体の詳細を知る資料がなかったため、長崎奉行の石谷備後守清昌が町年寄の福田十郎右衛門に命じて、新たに作成し提出させたのが、この市中明細帳だという。さらに年々の内容の変更分については、追々書加えて完成させるよう命じられ、夏目和泉守信政が長崎奉行在任中の「卯年」つまり明和八（一七七二）年に統計の増減を改めて書き加えたという。

また①の最後に、作成を命じられた町年寄の福田十郎右衛門・高嶋四郎兵衛らが次のように作成の経緯を記している。

#### 【史料B】

此明細帳明和二酉年

石谷備後守様御在勤之節、相仕立差上候様被仰付、同年相調新規二相仕立之差上年々御地子人別其外諸運上等増減之分掛ケ紙二而書入九月御更代前差上来候処、去ル寛政七年卯年出水以来場所入狂諸役場之内二茂場所替等有之、急二取調難相成五六年茂差上候儀中絶仕居候二付当春下地之振合を以諸役場其外入狂之場所取調申付、新二帳面相仕立差上申候  
享和二戌年九月朔日  
成瀬因幡守様御在勤

年番 福田十郎右衛門

副年番 高嶋四郎兵衛

これによると、明和二（一七六五）年に「明細帳」の作成を命じられ、新規に仕立てて差し出したが、その後、年々の地子や運上の増減については「掛ケ紙」で書き加えて、九月の長崎奉行交替のときまでに提出していた。ところが、寛政七（一七九五）年の出水で、役場内の場所替え等もあり、五・六年提出が中断していたことから、長崎奉行成瀬因幡守正孝在勤の享和二（一八〇二）年の春に再度調査を福田・高嶋両名が命じられて、帳面に仕立てて九月に提出したという。

最初に作成された明和二（一七六五）年の明細帳については現存していない。ただし、明和二年から中断する寛政七（一七九五）年までの三〇年間に作成された内容を反映しているものと思われる史料がある。それが④の天部及び⑦と⑧である。このことは後述する。

町年寄らに対して初めて作成を指示した長崎奉行石谷備後守清昌は、勘定奉行として幕閣の老中沼意次のもとで経済政策通として敏腕を振るった能吏である。石谷は佐渡奉行として鉱山経営の改革

も行ったことがあり、手腕を買われて勘定奉行兼任で長崎奉行に就任した。宝暦一二(一七六二)年のことである。明和七(一七七〇)年に長崎奉行兼任を解かれるまでの八年間に、長崎貿易に関する改革や長崎市中支配の行政改革をおこなった。その一つが、長崎市中全体を把握するための市中明細帳の作成であった。明和二(一七六五)年に作成された市中明細帳はその後、中断があるものの、基本的に幕末までの約一〇〇年間、毎年、追記及び「掛ヶ紙」で加除訂正しながら使用され続けた<sup>3)</sup>。

### 市中明細帳の内容

①の記述から、市中明細帳に何が記されているか、概略を見てみよう。①は「肥前国彼杵郡長崎市中様子大概書」とも称される。次に目次にあたる目録を抜き出す(数字は便宜上付したものである)。

#### 【史料C】

- (1) 惣町数
- (2) ケ所数并被下銀
- (3) 竈数并被下銀
- (4) 人別
- (5) 内町外町陸手船手并出嶋町丸山町寄合町ヶ所数坪数御地子銀御運上銀等之小訳
- (6) 川数并橋数
- (7) 船数
- (8) 火消町割
- (9) 御制札所数
- (10) 諸役所并諸番所

- (11) 御薬園
- (12) 御船頭并水主五組并南瀬崎蔵番
- (13) 時鐘
- (14) 牢屋并溜小屋
- (15) 寺社山伏
- (16) 聖堂
- (17) 町々小訳

(1) ～ (16) までは長崎市中全体の概要であるが、(17) 町々小訳のなかに、町ごとの詳細を記す部分(以後「町々詳細」と記す)が付けられており、それが全体の文書量からすると、八割近くを占めている。その町々詳細が残されている史料は①②③のみであり、町年寄らが作成し、長崎奉行所に保管されていた正式な市中明細帳の形式であったようである。

次に町々詳細の記述例として、①の島原町部分を抜粋する。

#### 【史料D】

陸手 嶋原町  
内町

竪長サ八拾八間壹尺貳寸幅平均三間壹勺九寸六歩  
裏町長サ四拾間五尺幅平均貳間貳尺  
同横町長サ貳拾四間四尺六寸幅平均壹間四尺三寸  
本下町方大村町口迄横町長サ四拾壹間貳尺壹寸五歩幅平均壹間貳尺七寸三歩  
大村町口横町長サ拾貳間四尺幅平均壹間貳尺

一 坪数 貳千四拾坪六合  
是者御地子銀御免

外

堀内屋鋪地 拾六坪五合  
此御地子銀拾六匁五分  
安永元辰年方

空地 拾六坪

此御地子銀拾六匁

安永七戌年方

堀内屋鋪地 拾五坪七合

此御地子銀七匁八分五厘

一 ケ所数 三拾三ヶ所五合 内貳ヶ所者増ヶ所

此ヶ所被下銀四貫四百八拾九匁

一 竈数 三拾八竈 戌七月改

此竈被下銀六百三拾五匁六分六厘七毛壹弗余

(※竈数以下の部分は次の「掛ヶ紙」で訂正)

四拾貳竈 卯七月改高

此被下銀七百拾三匁三分七厘

一 人家 四拾七軒

(※人家以下の部分は次の「掛ヶ紙」で訂正)

四拾八軒

一 人別 百貳拾八人 内 男六拾貳人

女六拾六人

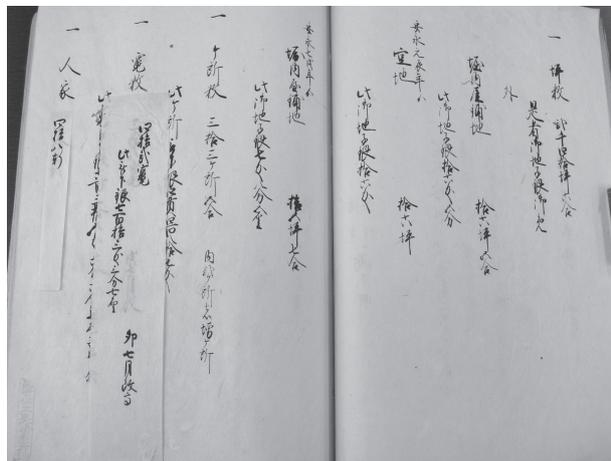
(※人別以下の部分は次の「掛ヶ紙」で訂正)

百三拾八人 内 男六拾貳人 卯正月改高

女七拾七人

一 出火之節火消人数後藤惣太郎附火元  
江罷出申候

各町について、縦横の距離と面積、土地利用の種別とそれに対する地子銀の納入額をまず記す。内町は通常、地子銀が免除されているが、すべての土地利用に対して免除されているわけではない。当初から免除されている場所（箇所銀が割当られている箇所）



史料①の島原町詳細(竈数・人家に「掛ヶ紙」あり)

以外の土地で、新たに利用を願ひ、許可された場合は、外町同様に地子銀を負担することになる。地子銀は面積に応じて賦課され、そ

の率は土地種別と場所によってまちまちである。島原町の場合、地子が免除された当初からの土地以外に、堀内屋敷地一六坪五合が一坪につき一匁の地子銀を納入して利用することが許されていた。また島原町では安永元(二七七)年から空地一六坪(地子銀一六匁)、同七(二七七)年から堀内屋敷地一五坪七合(地子銀七匁八分五厘)をそれぞれ願い請けて利用されていた。

竈数・人家・人別はこの島原町の記述でも「掛ケ紙」が掛けられているが、この部分が毎年改められて訂正されていた。実際に①の市中明細帳は、毎年、町年寄らの指示で訂正されて長崎奉行所へ提出されていた文書であることを示している。この島原町の場合、竈数は戊(享和二)年七月の改めでは三八竈、その上の「掛ケ紙」は卯年七月改めで、四二竈に増加していることを表している。この卯年は文化四(二八〇七)年だと考えられる。年次比定の根拠としては、史料①に続く史料②が文化五年に全く新しく調製し直されて提出されていることから、その前年まで使われていたものだと考えられるからである。

すなわち①は享和二(二八〇二)年から文化四(二八〇七)年まで、毎年、竈数や人別等を訂正しながら長崎奉行に提出されていた文書である。この町々詳細の記述によって、「掛ケ紙」も合わせると町ごとの竈数・人家・人別について、享和二年と文化四年の状況を知ることができる。

市中全体の(2)ヶ所数并被下銀、(3)竈数并被下銀、(4)人別については、この町々詳細にあたるデータを、すべて合計して算出されている。長崎奉行から命じられた町年寄は、各町の乙名らに作成を指示したであろう。当然、各町の乙名のもとには、町年寄に提出したものと文書が残されていたはずである。実際に、その例と

して、平戸町と伊勢町の明細帳が残されている<sup>4)</sup>。

### 史料①②③の特徴

①は享和二(二八〇二)年にそれまで五・六年作成されていなかった市中明細帳を再度調製して奉行へ提出されたもので、文化四(二八〇七)年まで毎年、「掛ケ紙」によって新しいデータに書き替えられて使われていた。

②と③は、今までは同じ文化五(二八〇八)年成立の市中明細帳とされていたこともあるが<sup>5)</sup>、実は人別・竈数・人家などのデータがまったく違っている。たとえば、②では市中全体の人別三〇、〇〇六人であるのに対して、③では二七、三八一人である。にもかかわらず、なぜこの二つが同じ文化五年作成と年次比定されてきたのか。それは両史料とも共通して奥付に次のような作成経緯を記していたからであろう<sup>6)</sup>。

### 【史料E】

右明細帳猶又諸場所之内相洩候桁々茂有之候二付、右之分取調子増補仕并発端年号等書入候二付、此節又々新二帳面相仕立差上申候文化五年辰十一月  
曲淵甲斐守様御在勤

年番 高嶋四郎兵衛  
副年番 久松 喜兵衛

長崎奉行曲淵甲斐守景露在勤時の文化五辰年に、これまでの記述漏れなどを調べ直して増補のうえ新たに書き込んで、町年寄の高嶋・久松が奉行へ差し上げたという。これが史料②③の成立時期に

ついで誤解を生じさせる原因の一つとなったのではないか。さらに、町々詳細の人別等の改め年として両史料とも辰年という記載があったこともあいまって、同じ文化五年の辰年だと考えられたようだ。

史料②はいったん作成されたあと、それ以後、毎年「掛ケ紙」によって訂正されて使い続けられてきた形跡がある。「掛ケ紙」を何度も貼っては剥がしていた糊のあとが残されているのである。それに対して③は「掛ケ紙」を貼った形跡がない。毎年「掛ケ紙」によって訂正され使われていた史料②の内容を、いつの時点かで、写したものだと考えられる。すなわち②の作成年は文化五年であるが、③は【史料E】の奥付も含めて②を写したものである。

とすれば③の人別等の辰年データはいつのものか。それを確定させるための手法として、長崎歴史文化博物館に収蔵されている桶屋町の乙名藤家の文書に残された文化五年以降の宗旨人別帳と史料③とを照合してみた。③の町々詳細部分にある桶屋町の人別は三四人であるが、それに合致する辰年の宗旨人別帳の存在は確認できなかった。ただし、桶屋町宗旨人別帳は嘉永五（一八五二）年から幕末までは一部を除いて伝わっておらず、その間の辰年が安政三年（一八五六）であり、人別三四人は安政三年の可能性がある。さらに同じ藤家の史料のなかに、嘉永三年からほぼ毎年、長崎市中全体の惣竈数と人数を控えた書付が残されており、それによると安政三年の市中全体の人別が二七、三八一人で史料③の惣人別の数値と合致する<sup>7</sup>。

以上のことから、③の辰年のデータは安政三年のものだと考えてよい。すなわち③は安政三年に改められた人数等を「掛ケ紙」で追加訂正した市中明細帳を、その時点で一括して写したものである。その傍証を挙げる。③の西浜町詳細部分に「一 醤油酢造高 五石

紅屋愛次郎」の一筆があるが、その部分に②では全体に「掛ケ紙」で「安政四巳年四月止願御免」と訂正されている。ということは、③では安政四年の「掛ケ紙」による訂正内容が反映されていないのである。一方でまた、この「掛ケ紙」によって、史料②は安政四年時点まで加除訂正がなされて使用されていたこともわかる。

以上の検討により、史料①②③の竈数・人別等の記載で「掛ケ紙」を貼る前の本紙のデータは、それぞれ享和二（一八〇二）年、文化五（一八〇八）年、安政三（一八五六）年のデータを表わしていることになる。

#### 史料④⑦⑧⑩について

史料④から⑩までの市中明細帳には、町々詳細の部分がなく、本来奉行所に提出された文書、または町年寄が保管していた文書から、前半の市中全体の概要を記す部分を町乙名などが抜粋して写したものだと考えられる。該当史料が筆写された時期と書かれた竈数や人数等の合計データの改め年とは相違しており、両者を区別して利用することが必要である。たとえば、⑦は表紙に「長崎明細記 文久四子二月写之 梅野記」とあるが、書かれてある人数等のデータは⑧と同じである。⑧には奥付として「天明二壬寅年五月仲旬写候書面文化四丁卯年九月写之 吉村正休控」とある。とすれば⑦⑧は、天明二（一七九二）年以前のデータを記した元の文書を文化四年、文久四年に写したものであることがわかる。

史料④は天・地・人の三つの史料の合本となっている。検討した結果、④のなかでも天部のデータは、⑦⑧同様に、享和二（一八〇二）年調製の①よりも古いと考えられる。それは、市中全体（内町外町の合計）の総坪数のデータと、総坪数に計上しない空地等の記載に

よる。まず総坪数のデータから、史料④天部と⑦⑧は文化五(一八〇八)年以前のデータであると考えられる。なぜなら、市中全体(内町外町の合計)の総坪数が①の享和二(一八〇二)年では二五〇、九三七坪三合二勺八才だったのが、②の文化五(一八〇八)年では二四七、六一二坪二勺五才、その後、③の安政三(一八五〇)年も含めて文政六(一八二三)年に写したとされる⑤なども、②の文化五年の総坪数と同数で変動がない。ところが、④天部と⑦⑧の総坪数はいずれも二五〇、〇〇五坪一合五勺三才であり、文化五年以後の総坪数と相違している。このことから、④天部と⑦⑧の総坪数は文化五年以後に固定化する以前の数値であると考えられるのである。

また、総坪数に計上されない「空地并割出地、築地、堀内屋敷地、踏出地、架造り、潟地、新地南方沼中、川内沼地、真木河岸」などの土地利用に対して、④天部には「右空地以下九桁ハ安永二巳年之坪数ニ而御座候、追而願人等有之候得ハ吟味之上尚又相増可申分」とあり、④天部の数値は、安永二(一七七三)巳年のデータであることがわかる。⑦⑧の同じ部分の坪数は④と相違しているが、「当巳歳之坪数」とあることから、文化五(一八〇八)年以前で、かつ初めて調製が命じられた明和二(一七六五)年以後、さらに中断されていた寛政年間の時期を除いた巳年ということになる。それに該当する年次は安永二(一七七三)年と、天明五(一七八五)年しかない。そのうち、④天部が安永二(一七七三)年のデータなので、⑦⑧は天明五(一七八五)年のデータということになる。

次に、④地部の人別等のデータは⑩と同じであり、それは亥年改めとなっている。人口の推移から考えると、④地部・⑩の亥年は文化二(一八一五)年ではないかと推測される。

なお、⑦の表紙にあるように文久四(一八六四)年に市中明細帳を

写して所有していたと思われる「梅野」や、⑧を写した「吉村正休」、さらに⑧の最後には「右 長崎村小嶋郷 加藤武延所持」と記される「加藤」など、彼等がどのような立場の人物だったか。詳細は不明だが、⑧の冒頭に「長崎市中明細帳 年番町年寄方へ有之」と記されるごとく、長崎奉行所に提出された市中明細帳は年番町年寄方へも写しがあり、それをまた、町々詳細の部分を省略しながら写されて、市中さらに周辺の郷中にまで広がっていった。彼等筆写者たちも、先ほど示した一連の流れのいずれかに属する人々であったと推測される。つまり市中明細帳は当時から長崎の町の概要を知る上で、とても有用な資料であるという認識があったのだと思われる。

#### 史料⑤⑥について

史料⑤の表紙には「文政六年 惣町明細帳諸雜記 申正月改」とあるが、文政六(一八二三)年は未年で、この申年との関連は不明。ただしデータ内容としての人別等は卯年改めとなっているので、文政六年以前の卯年として文政二(一八一九)年、文化四(一八〇七)年と考えられる。文化四年の人別データは史料①の「掛ヶ紙」によってわかっているため、その数値と相違していることから、⑤の人別等データは文政二年であると推定できる。

史料⑥は小横帳で、もともとの表紙には「安政四年 長崎明細録 正月造之」とある。地役人役料表なども含めた個人的な備忘録として長崎の概要を知るために写したものかと思われる、毎年変更される惣人別等のデータは記載がない。

#### 史料⑨⑩について

⑨⑩には総坪数の範囲外にあたる空地などの土地利用に関する記

載として、安永から天明年間に改められたデータがある。⑨には惣人別、竈数などは寛政元(一七八九)、寛政七(一七九五)改の付け紙が貼付されており、史料①以前の内容が記されている。

### 史料⑫について

⑫は断簡であり、いったん廃棄されて襖の下張り等に使用されていたようである。現在、長崎歴史文化博物館において修復され、内容を知ることができる。順番もまちまちであるが、記されている竈数、人家、人別は「辰七月改」であり、それを②の本紙(辰年改)のデータと比較すると、同一の部分が確認できる。たとえばある断簡は一枚だけでは何町かはわからないが、そこに記されて竈数、人家、人別の数値は②の勝山町の辰年改高と同じであり、勝山町の町々詳細部分であることがわかる。さらにこの断簡は人別等のデータ部分に「掛ケ紙」を貼っていた形跡が見受けられ、②同様に毎年訂正して保管されていたものであった。土地利用を止めた一筆書には朱書きで訂正を書き込むなど、こうした特徴も②と同様であり、⑫は覚書としての写しではなく、公式文書として保管されていたものであることは間違いない。

また、⑫のうち、西古川町の詳細だと思われる部分には、安政二(一八五五)年のデータがあり、西浜町の安政四年のデータがないことからすると史料②と同様に安政三年頃まで、加除訂正しながら使用されていた市中明細帳である。想像を働かせると、⑫は安政三年に史料③を写した元の史料であり、全体を写し終えて別途保管することになったために、廃棄された史料と考えることができるかもしれない。

### 市中明細帳に見る長崎市中の人口

以上、史料①から⑫までの検討を行ってきたが、このうち史料①から⑫までの市中明細帳に記された惣人別等のデータを一覧にしたのが【表1】である。

【表1】市中明細帳に見る竈数・人家数・人口

出典	干支	年号	竈数 (註1)	人家数	人口		女性 比率	竈数/ 人家	備考
					男	女			
④天部	巳	推定 1773(安永 2)	9706		35375	17191	18184	51.4	
⑦ ⑧	巳	推定 1785(天明 5)	10280	12333	32974	16112	16862	51.1	0.83
⑨	申	1788(天明 8)			32364				
	酉	1789(寛政元)	(10269)		31893	15502	16391	51.4	註1
①	卯	1795(寛政 7)	(10136)		31148	15141	16007	51.4	註1
	戌	1802(享和 2)	10312	10418	29890	14530	15358	51.4	0.99 註2
	寅	1806(文化 3)			29686				註3
②	卯	1807(文化 4)	10156	10631	29897	14536	15361	51.4	0.96
	辰	1808(文化 5)	10143	12096	30006	14638	15368	51.2	0.84
⑪ ④地部	亥	推定 1815(文化12)	9395	11451	29890	14540	15350	51.4	0.82
⑤	卯	推定 1819(文政 2)	9377	11466	29681	14375	15306	51.6	0.82
③	辰	1856(安政 3)	8978	10840	27381	13139	14242	52.0	0.83

註1 市中明細帳の竈数は箇所銀を配分される箇所持(家持)の数は除かれている。史料⑨を出典とする寛政元(1789)年、寛政 7(1795)年の竈数は付箋に記されたデータで、総竈数から家持の竈数を差し引いた数値である。  
 註2 人数の数値は計算上合わないがそのまま。  
 註3 1807(文化 4)卯年の「掛ケ紙」に寅年より211人多いという記述があることによる。

総人口は安永年間に三五、〇〇〇人程度で、その後は漸減傾向である。男女比率についてはほとんど変わらないが、一九世紀の半ば

に急に女性の比率が上がる。市中明細帳に記す竈数は箇所持（箇所銀が配分される家持の世帯）を除いた借家等の世帯数であるが、全体の人家数（世帯数）に対する竈数の割合は、ほぼ八割強であった。世帯数で見ると長崎市中の町人の八割以上が借屋層ということになる。

### 町ごとの人口変遷

次に史料①②③より、享和二（一八〇二年、文化五（一八〇八年）年、安政三（一八五六）年の各町の人口統計等を表にしたのが【表2】である。

一八〇二年から一八〇八年までの人口変化を見ると、この六年間に、市中全体として若干人口が増加しているが、その増加分は外町ではなく内町である（外町は一〇六人減少しているが、内町は二三人増加している）。ところがその後の約五〇年間、一八〇八年から一八五六年までの変化を見ると、市中全体の人口は約二、六〇〇人減少している。減少した町は内町では今町、江戸町、新興善町、外町では八百屋町、新大工町、本古川町などであり、逆に内町の樺島町、外町の本紺屋町、中紺屋町、寄合町、丸山町などは人口が増加した町であった。減少比としては、若干外町より内町の人口が減少する傾向にある。外町のなかでも、町ごとの特徴において一八〇八年からの一八五六年までの約五〇年で、中紺屋町は五人増加するのに対し、隣の本大工町は一六三人減少するなど、それぞれ増減があるが、地区での特徴は見いだせない。ただ、寄合町・丸山町の人口増加は甚だしく、女性の増加が激しい。また、一九世紀初めに比べて幕末に長崎市中全体として女性比率が若干増加している（【表1】参照）ことも勘案すると、増加した寄合町・丸山町の女性たちのな

かには、市中からだけではなく、長崎市中以外から流入した遊女も含まれていることを示すものである。そのことはこの時期に、寄合町・丸山町の果たした役割が大きくなったことを表しているのではないかと思われる。

### 土地利用種別の特徴

市中全体の総坪数は二五〇、九三七坪三合二勺八才で、この内訳は内町二六町分が四分の一ほどで、あとは外町五一町と出島・寄合・丸山の三町によって占められている（【表3】）。この総坪数に含まれる土地については箇所が設定され、箇所銀が配分される。内町については本来、地子銀が免除されているが、一三九坪余（箇所数で六箇所）のみ、箇所内でありながら地子銀が賦課されている。これは江戸町内にあり、もともと箇所外の築地であったが、江戸町の町人から宝暦元（一七五二）年に箇所内に加えてもらいたいという願いがあり、認められたものである（史料②参照）。その地子銀は貫銀方へ納入される。

他にこの総坪数には、計上されない土地利用の種別として【表4】のような利用があり、願請人はその利用の代価として地子銀を上納していた。

先に引用した島原町の場合、空地等の地子銀

【表3】総坪数・箇所数・地子銀等（史料①による）享和2(1802)年

	総坪数 (坪. 合勺才)	%	箇所数 (箇所. 合勺才弗)	%	地子銀賦課 地坪数	%	地子銀 (勺. 分厘毛弗)	%
内町26町	62238.999	24.8	975.5000	24.9	139.305	0.1	143.4841	0.3
外町51町	180092.131	71.8	2810.7576	71.8	180092.131	95.4	45929.9000	91.4
出島・丸山・寄合町	8606.198	3.4	128.0000	3.3	8606.198	4.6	4160.1000	8.3
合計	250937.328	100.0	3914.2576	100.0	188837.634	100.0	50233.4841	100.0

【表2】市中明細帳に見る各町の人口統計

町名 (順番は①享和2 年の明細帳の掲載 順)	①旧県図書本 成年(享和2(1802)年)										②旧市立博物館本 長年(文化5(1808)年)										③旧県図書本 長年(安政3(1856)年)										1808年の 人口に対し て1856年 の人口の 割合(%)
	箇所数	箇所銀 額	竈数	人家	人別	男	女	備考	竈数	人家	人別	男	女	備考	竈数	人家	人別	男	女	備考											
1 島原町	33.5	4489	38	47	128	62	66		49	53	141	59	82		57	63	152	77	75		107.8										
2 豊後町	41.5	5561	50	58	218	117	101		46	71	234	119	115		68	96	249	121	128		106.4										
3 天村町	38.5	5159	59	63	194	91	103		69	80	179	86	93		53	55	134	58	76		74.9										
4 外浦町	41	5494	53	45	167	85	87 (a)		47	70	176	83	93		59	70	169	81	88		96.0										
5 平戸町	34	4556	47	66	176	86	90		51	65	170	87	83		50	61	142	71	71		83.5										
6 本博多町	40	5360	56	75	248	115	133		53	70	233	105	128		52	65	251	116	135		107.7										
7 堀町	33	4422	36	40	119	59	60		42	54	133	65	68		57	51	128	61	67		96.2										
8 今町	42.5	5695	135	150	420	199	221		139	158	408	201	207		116	112	279	145	134		68.4										
9 新町	32	4288	42	54	152	80	72		37	50	144	71	73		39	47	110	57	53		76.4										
10 本興善町	39.5	5293	31	40	167	83	84		39	54	169	88	81		55	68	152	74	78		89.9										
11 後興善町	33	4422	61	68	200	100	100		62	73	219	109	110		74	85	208	92	116		95.0										
12 新興善町	30	4020	92	92	222	108	114		94	106	253	124	129		63	75	119	68	51 (d)		47.0										
13 引地町	40	5360	76	67	232	129	103		74	92	209	109	100		40	67	217	117	100		103.8										
14 桜町	46	6164	85	88	208	109	99		89	103	237	125	112		63	80	234	114	120		98.7										
15 内中町	33	4422	62	80	201	98	103		73	90	238	112	126		80	91	216	123	93		90.8										
16 江戸町	28	3752	116	133	407	209	198		120	141	414	216	198		112	129	307	140	167		74.2										
17 樺島町	50	6700	116	130	347	178	169		122	144	361	177	184		133	150	424	204	220		117.5										
18 本五島町	39	5226	116	132	344	159	185		107	129	383	183	200		95	127	340	159	181		88.8										
19 浦五島町	30	4020	69	73	225	109	117 (a)		70	75	240	126	114		65	77	240	126	114		100.0										
20 金屋町	33.5	4489	84	101	195	104	91		84	101	232	124	108		90	96	205	107	98		88.4										
21 本下町	35	4690	135	156	383	207	176		150	174	400	203	197		144	174	428	215	213		107.0										
22 今下町	32	4288	42	44	173	83	90		44	58	180	81	99		74	73	173	87	86		96.1										
23 東築町	43	5762	96	102	325	162	163		97	118	329	158	171		79	104	242	119	123		73.6										
24 西築町	40	5360	109	131	330	164	166		111	130	331	167	164		71	92	258	109	149		77.9										
25 船津町	36.5	4891	111	120	310	161	149		111	125	312	155	157		109	122	309	147	162		99.0										
26 小川町	51	6834	98	107	297	145	152		92	122	286	147	139		112	147	293	141	152		102.4										
内町合計	975.5	13071.7	2015	2262	6388	3202	3192		2072	2506	6611	3280	3331		2010	2377	5979	2929	3050		90.4										
27 藤山町	47	6298	194	120	447	227	220		181	197	414	216	198		115	131	284	132	152		68.6										
28 西中町	72	9648	178	210	578	290	288		175	212	544	281	263		171	202	531	266	265		97.6										
29 東中町	74.5	9983	117	160	398	201	197		122	169	422	214	208		126	173	411	210	201		97.4										
30 西上町	73.5	9849	112	142	376	187	189		122	160	365	179	186		155	155	410	186	224		112.3										
31 東上町	69	9246	143	135	425	225	200		147	173	431	231	200		152	163	307	161	146		71.2										
32 上筑後町	67	8978	89	103	291	148	143		87	114	273	134	139		87	116	292	139	153		107.0										
33 下筑後町	60.875	8157.25	118	110	277	134	143		118	135	258	126	134 (a)		99	112	318	159	159		123.3										
34 八百屋町	61	8174	86	83	245	135	110		98	114	276	154	122		77	100	176	96	80		63.8										
35 本大工町	61	8174	295	250	640	300	340		258	291	600	287	313		159	189	437	201	236		72.8										
36 今紺屋町	50	6700	134	112	403	195	208		140	167	417	221	196		97	134	369	177	192		88.5										
37 中紺屋町	41	5494	102	135	248	114	134		100	113	250	124	126		109	148	308	131	177		123.2										
38 桶屋町	58	7772	169	141	455	212	243		174	205	481	240	241		134	164	348	193	155		72.3										
39 古町	50	6700	108	108	328	166	162		103	122	338	184	154		110	138	321	164	157		95.0										
40 今博多町	53.5	7169	134	163	327	169	158		141	166	351	179	172		128	152	315	166	149		89.7										
41 大井手町	37	4958	125	121	343	175	168		113	140	350	174	176		152	177	340	173	167		97.1										
42 麴屋町	49	6566	251	203	528	262	266		267	296	549	275	274		166	201	463	226	237		84.3										
43 北馬町	52	6968	100	134	318	160	158		91	127	312	145	167		121	146	318	157	161		101.9										

44	南馬町	50.75	6800.5	60	84	242	110	132		63	89	258	131	127	82	110	260	135	125	100.8	
45	炉糟町	57	7638	149	177	378	185	193		145	171	381	181	200	96	113	280	123	157	73.5	
46	銀屋町	51.5	6901	156	163	533	275	258		180	224	553	294	259	186	240	555	281	274	100.4	
47	油屋町	58	7772	204	240	578	304	274		200	238	608	314	294	207	232	601	324	277	98.8	
48	今石灰町	47	6298	118	137	328	162	166		117	142	312	148	164	104	135	276	135	141	88.5	
49	新石灰町	47	6298	104	138	303	159	144		111	133	316	163	153	94	116	235	111	124	74.4	
50	今籠町	45	6030	147	94	383	190	193		127	154	339	174	165	88	109	244	128	116	72.0	
51	磨屋町	46	6164	101	116	330	170	160		91	107	314	162	152	106	128	259	142	117	82.5	
52	諏訪町	38.125	5108.75	124	133	363	178	185		133	157	361	183	178	146	170	395	193	202	109.4	
53	新橋町	28	3752	97	120	268	133	135		106	129	293	141	152	116	138	285	142	143	97.3	
54	本紙屋町	43	5762	212	143	430	208	222		187	214	416	204	212	150	148	341	171	170	82.0	
55	八幡町	62	8308	240	184	584	314	270		240	271	601	304	297	210	248	580	302	278	96.5	
56	伊勢町	61	8174	197	125	378	187	191		168	192	375	188	187	123	157	309	167	142	82.4	
57	新大工町	69	9246	299	190	691	328	363		296	338	705	350	355	208	246	492	245	247	69.8	
58	出来大工町	75	10050	193	179	499	247	252		184	214	478	249	229	112	150	376	202	174	78.7	
59	本古川町	73	9782	102	99	404	206	198		104	126	407	197	210	77	99	273	142	131	67.1	
60	西古川町	63	8442	173	172	387	192	195		176	209	370	181	189	145	155	286	141	145	77.3	
61	東古川町	63	8442	123	153	304	153	151		115	148	307	160	147	87	123	261	127	134	85.0	
62	榎津町	74	9916	164	195	514	267	247		171	199	502	260	242	142	171	481	238	243	95.8	
63	万屋町	69	9246	255	277	699	348	351		245	291	666	324	342	165	203	546	269	277	82.0	
64	西浜ノ町	39	5226	132	154	522	243	279		132	157	523	248	275	139	160	501	249	252	95.8	
65	東浜ノ町	51	6834	166	169	594	304	290		145	175	563	278	285	131	152	564	266	308	100.2	
66	材木町	24	3216	77	89	287	147	140		84	94	300	149	151	78	94	269	133	136	89.7	
67	本紙屋町	47	6298	38	45	189	92	97		30	50	175	91	84	54	73	213	99	114	121.7	
68	袋町	46	6164	93	80	272	141	131		91	112	283	140	143	63	84	232	124	108	82.0	
69	酒屋町	33	4422	77	91	328	158	170		73	90	331	160	171	90	120	361	178	183	109.1	
70	今魚町	63	8442	213	215	494	317	314		199	236	521	250	271	135	174	497	259	238	95.4	
71	恵比須町	85.8346	11501.8364	232	250	631	237	257		237	277	613	306	307	182	203	431	223	208	70.3	
72	大黒町	90.923	12183.682	228	260	592	293	299		208	246	559	289	270	150	189	566	309	257	101.3	
73	船大工町	47	6298	285	295	731	361	370		256	297	658	336	322	162	207	500	242	258	76.0	
74	本石灰町	70	9380	285	173	731	349	382		247	279	715	342	373	162	283	699	332	367	97.8	
75	今鍛冶屋町	35	4690	135	107	335	166	169		131	161	338	167	171	81	112	330	158	172	97.6	
76	出来鍛冶屋町	34.25	4589.5	85	113	314	153	161		84	115	309	158	151	108	146	354	170	184	114.6	
77	本籠町	48	6432	133	165	421	194	227		126	157	435	206	229	112	146	423	202	221	97.2	
78	出島町	27	3618																		
79	銅座跡			224	223	511	256	255		218	221	524	264	260	221	221	565	282	283	107.8	
80	香合町	52	6968	71	88	833	50	683 (b)		71	96	838	145	693	102	147	970	183	787	115.8	
81	丸山町	49	6566	150	130	493	155	338		148	180	517	157	360	123	163	644	156	488	124.6	
	総合計(史料上)	3914.2576	524500余	10312	10418	29690	14530	15358 (a)		10143	12096	30006	14638	15370 (a)	8978	10840	27381	13139	14242		
	内町合計	975.5	130717	2015	2262	6888	3202	3192		2072	2506	6611	3280	3331	2010	2377	5979	2929	3050	90.4	
	外町合計	2938.7576	393793.518	8297	8196	23501	11232	12169		8076	9590	23395	11358	12039	6995	8466	21402	10210	11192	91.5	
	内町外町合計	3914.2576	524510.518	10312	10458	29689	14434	15361 (c)		10148	12096	30006	14638	15370 (c)	9005	10843	27381	13139	14242 (c)	91.3	
	内町の割合%	24.9	24.9	19.5	21.6	21.4	22.2	20.8		20.4	20.7	22.0	22.4	21.7	22.3	21.9	21.8	22.3	21.4		

備考 (a) 人数は史料のまま、男女の合計と計算上合わない。  
(b) 人数は史料のまま、おそらく男人数が150人の誤記か。  
(c) 町々の人数を集計した数値で記述上と相違している。  
(d) 史料上、男女内訳の記載なし。全体合計から算出。ただし総人数の数値自体転記ミスの可能性もある。

【表4】土地利用種別(史料①より)

	土地利用種別	説明	坪数 (坪,合勺才)	地子銀 (匁,分厘毛)
1	除地	代官屋敷、町年寄役宅4ヶ所、合計5ヶ所で地子銀免除。	4840.000	
2	空地・町幅内地・割出地・ヶ所除地	箇所外の地面で1坪につき3分より2匁まで、所により高下あり、内町外町の区別なく地子銀納。	1581.853	10355.653
3	築地並渡頭	海辺或いは川筋に築地を仕立てた場所。1坪につき凡そ4分より2匁8分余まで、所により高下あり、地子銀上納。	9678.431	10581.131
4	堀内屋敷地	豊後町・内中町・小川町の辺、島原町・大村町・平戸町の辺で往古の堀跡を埋めたところを請地した。1坪につき1匁宛ての地子銀上納。	341.000	341.000
5	踏出地	海辺・川岸に塵芥を捨てて埋まった場所。1坪に付き5分より1匁まで、所により高下あり、地子銀上納。	48.800	57.440
6	架造	海辺・川岸などに家地が掛って家を作った場所。所により高下あり、地子銀上納。	1064.418	1316.075
7	潟地	海辺で竹木商売の者が願請けした場所。1坪に付き1匁の地子銀上納。	231.774	231.774
8	川内沼地	材木商売の者が願請けした場所。1坪に付き5分より7分、所により高下あり、地子銀上納。	11.000	8.652
9	真木置場	薪商売の者が願請けした場所。1坪に付き1匁2分宛て地子銀上納。	8.000	9.600

合計 17805.276 22901.325

について、史料①には省かれているが、③を見るとこの堀内屋敷地一六坪五合については、「町請」となっており、町の共有財産として利用していた<sup>10</sup>。地子銀の納入先は「庄屋納」とある。さらに安永元(二七七二)年以後に空地の利用については、木谷弥三郎なる人物

が願請け、地子銀を納めていた。安永七(二七七八)年からの堀内屋敷地一五坪七合も「町請」である。江戸町の場合、川岸端築地の地子銀は箇所内の地子銀と同様に貫銀方へ納め、その他の塵捨場築地、架造、築地等は庄屋方へ納めることになっていた。このように、

地子銀については、貫銀方へ納める場合、庄屋方を通じて、代官所に収納されたものがある一方、平戸町の空地のように、長崎会所に納めていた例もあった。市中貫銀方、庄屋方(代官所)、長崎会所のいずれに納めるかについては、年代と土地利用種別とを子細に市中明細帳を検討する必要がある。

この堀内屋敷地や空地など、新たに利用を願い出て許可された場合、地子銀の賦課率は一坪につき一匁または五分である。外町の本来の土地(箇所銀が割当てられて総坪数に計上された土地)に課税された地子銀を平均すると、一坪につき二分六厘であり、そのことからすると、新たな土地利用は二倍から四倍の高い税率で地子銀が賦課されている。史料①の享和二年で市中の総坪数に計上される土地に掛かる地子銀は五〇貫二三三匁四分八厘四毛一弗、空地や築地・架造等から納入される地子銀合計は二二貫九〇一匁三分二厘五毛、合せて七三貫目余が市中全体の地子銀総額である。他に市中の営業に対する課税としては持船、醤油酢醸造高、酒造高、水車などがあつた。最初にこの市中明細帳を取りまとめるよう指示した石谷備後守清昌の意図として、このような税収の総額を把握するということも含まれていたと思われる。

また、橋の維持管理費についての記載を見ると、各町の町入用から支出した場合、長崎会所から支出した場合などあつたが、多くの橋が明和二(一七六五)年に市中貫銀入用によ

つてまかなうよう奉行から仰せつけられていた。特に本川筋石橋一五ヶ所の場合、一二ヶ所がそれに該当する。同様の変更を仰せつかったのが、その二年前の宝暦一三年の場合もあり、いずれも石谷備後守が前年の秋から長崎に着任している年である。これも石谷による町政改革の一環だったと考えてよいのではないか。町のインフラ整備を公共事業として実施しようとしたとも考えられる。

## 最後に

以上、長崎歴史文化博物館に收藏される三点の市中明細帳を中心に若干の分析も踏まえて史料紹介した。明和二(二七六五)年長崎奉行石谷備後守清昌が作成を命じて町年寄らが惣町乙名らに基礎データを提出させ、取りまとめるに至ったこの市中明細帳は途中、中断があるものの、基本的に幕末まで継続して作成されていた。その内容は、市中の人口、土地利用種別、そこから収納される地子銀、冥加銀、また役所や寺社、火消町割など多岐にわたり、新しい長崎奉行が長崎に到着したときに町方の全体像を知る資料として役立つと思われる。石谷備後守清昌以下の長崎奉行らが、この市中明細帳をどのように町方支配の政策決定に使っていたか、その点を明らかにすることはむずかしいが、管轄地域の基礎データとして十分活用されていたものと思われる。長崎奉行所や町年寄方にあった市中明細帳は長崎の概要を知るのに有効な資料として、町々詳細を省いた概要版としても写されて流布していった。市中明細帳は現在においても江戸後期の長崎の町の全体像を知る上で利用価値があることに変わりなく、町々詳細の記述が残されている史料①②③は特に重要な意義を持つ史料として評価できる。

市中明細帳には、新しい土地利用に賦課される地子銀、持船に賦

課される運上銀、酒造・醤油醸造の冥加銀、水車営業の冥加銀なども記され、それによって、各町の税収の概要を把握することもできた。

また、市中明細帳を調製することは、各町の土地利用のあり方を把握する作業である。それは、おそらく各町の土地利用の状況を地図上に落とし込む作業も伴ったと考えられる。長崎歴史文化博物館に残る「惣町絵図」は町ごとに色分けされ、各町の長さや道幅、箇所割、築地など、土地利用の詳細が書き込まれている。これを、市中明細帳と併せて参照すると、より具体的に長崎市中の様子を知ることができる。

(長崎県文化振興課課長補佐)

## 注

<sup>1</sup> この史料については、『長崎関係史料選集第二集』(長崎史学習会編)に翻刻がある。

<sup>2</sup> 木村直樹『長崎奉行の歴史 苦悩する官僚エリート』によると、石谷は長崎支配における一八世紀後半の重要人物としてあげられ、長崎貿易について銅を輸出して金銀を逆輸入するという政策を提言した人物である。貿易政策のみならず、長崎支配についても、その支配が弛緩しているのも、もう一度引き締めれば、幕府の利益も出るであろうということ改革を行ったという(木村前掲書、角川選書、二〇一六年、一〇〇頁)。

<sup>3</sup> 鈴木康子氏は『遊芸園随筆』を引用して「石谷備後守は名奉行であり、佐渡も長崎も勘定所も石谷の定めた規範を、その後の基準と

している」と記されている。このように、石谷備後守の行政・経済に関する手腕は、その時代だけでなく、後世にもその評判が聞かれるほどであった。」とされる（鈴木康子『長崎奉行の研究』思文閣出版、二〇〇七年、一七二頁）。市中明細帳の作成も、まさにその実例である。

<sup>4</sup> 九州文化史が所蔵する平戸町明細帳（松本文庫197）は、年代不詳であるが、人別・人家・竈数は史料①の享和二年のデータと同じであるところから、史料①作成の時のものだと考えられる。また、天保三（一八三二）年七月改の伊勢町明細帳（市博資料291・8）が長崎歴史文化博物館には収蔵されている。

<sup>5</sup> たとえば『長崎県の郷土史料』（長崎県立長崎図書館）の解題など。

<sup>6</sup> 史料②の惣人別三〇、〇〇六人について、中村質『近世長崎貿易史の研究』所収の第13表（中村前掲書、吉川弘文館、一九八八年、二〇九頁）では、長崎市中明細帳を出典として、安永元（一七七二）年の総人口として三〇、〇〇六人が掲げられている。このデータの出典とされた長崎市中明細帳は、男女内訳や人家数、竈数も考慮すると、おそらく史料②ではないかと考えられるが、史料②の作成状況から考えて、惣人別三〇、〇〇六人という数値は安永元年ではなく、文化五（一八〇八）年辰年のデータと思われる。同じ第13表には、前年の明和八（一七七二）年の総人口が二九、八九七人とされている。これは史料②に記す辰年の惣人別が前年卯年より一〇九人多いという記述によるものだと思うが、その人数は史料①の卯年改めの「掛け紙」データと同数である。史料①が文化四（一八〇七）卯年まで使用されていたことを考慮すると、これらの惣人別は文化四年、五年の連続するデータであると考えられる。『長崎県史 対外

交渉編』所収第22表（三五五頁）でも、安永元年の総人口として三〇、〇〇六人が掲げられているが、同様に年代の訂正が必要であろう。また、同じ『近世長崎貿易史の研究』所収の第13表で、文政五（一八二二）年の総人口が二九、六八〇人だとして、その出典として惣町明細諸雑記だとされる。これは史料⑤のことと考えられるが、本文に記したように文政二（一八一九）卯年の統計だと考えられる。

<sup>7</sup> 「惣竈及人数控」（長崎歴史文化博物館蔵・藤14／37・2／1）。これは長崎歴史文化博物館研究員矢田純子氏の教示による。

<sup>8</sup> 史料①を出典とする享和二年と文化四年のみ、人家数に対する竈数の割合が九割を越えているが、これは人家数の計数方法がその後と相違しているためのものである。例えば桶屋町の場合、史料①では享和二年の人家数が一四一軒、竈数が一六九竈（七月改）となっており、借屋の竈数が全人家数より多くなっている。同じ享和二年の桶屋町の宗旨人別帳を見ると、借屋一七一軒（正月改）、家持が二五軒で、合計一九六軒が全世帯数となっている。すなわち宗旨人別帳では一九六軒ほどあるはずの人家数が史料①では一四一軒と記載されている。

<sup>9</sup> 新興善町は文化五（一八〇八）年から安政三（一八五〇）年までの間に、人口が半分以下に減少しているが、史料③に男女内訳の数値記載が落ちており、男女合計の人数も転記ミスのおそれがある。そうだとすれば総人数もまた誤記の可能性もある。

<sup>10</sup> 史料②にも同様の記述があったと考えられるが、残念なことに史料②にはこの「嶋原町」詳細の一丁だけが欠落している。